

PCB廃棄物収集運搬業許可に 係る事業計画書作成の手引き

横 浜 市

平成18年4月

(令和5年4月改訂)

I はじめに

この事業計画書は、PCB廃棄物収集運搬の新規許可、事業範囲変更許可又は更新許可申請に際し、提出いただく計画書です。作成にあたっては、記入方法をよくお読みいただき、記入例（P9～P25）を参考に2部（正本・副本）作成し、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書と同時に提出してください。特別管理産業廃棄物許可申請の手続きの詳細については、特別管理産業廃棄物処理業許可申請書（手引き付）を参照してください。

なお、収集運搬に必要な車両・容器及び各種マニュアル等については、環境省の示す「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下「低濃度ガイドライン」という。）に従って用意してください。

※低濃度ガイドラインについて、特段の断りのない場合は、低濃度ガイドラインⅡ部の項目を示します。

II 記入方法

1 表紙の記載方法

(1) 申請の区分

新規許可、変更許可又は更新許可で該当する項目を「○（まる）」で囲んでください。

(2) 取り扱うPCB廃棄物の種類

取り扱うPCB廃棄物の種類について、該当するものを「○（まる）」で囲んでください。

(3) 主な排出元及び排出されるPCB廃棄物の形状

主な排出元の自治体名等及び廃棄物の形状を具体的に記載してください。（廃棄物の形状の例：トランス、PCBを含む廃油 など）

(4) 運搬先

該当する運搬先を「○（まる）」で囲んでください。また、JESCO東京事業所処理施設への搬入を希望する場合には、JESCOへの申請状況も記載してください。

(5) 運搬車両及び運搬容器の種類と台数(個数)

PCB廃棄物の収集運搬に使用する車両と運搬容器の種類の数と台数(個数)を記載してください。

2 収集運搬、安全管理及び運行管理

(1) 責任者 (ガイドライン又は低濃度ガイドライン4. 1参照)

安全管理責任者、運行管理責任者について、それぞれ氏名、役職、講習会受講日を記載してください。なお、ここでいう講習会とは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を示します。

PCB廃棄物の収集運搬を行う場合には、ガイドライン又は低濃度ガイドライン4. 1で規定する安全管理責任者及び運行管理責任者を設置する必要があります。

安全管理者は作業従事者の安全衛生及び施設などの安全管理を徹底するための安全管理体制を構築し、運搬計画や各種マニュアルの作成、緊急時の関係者への連絡体制の整備及びこれらの収集・運搬従事者への徹底などを行います。

運行管理責任者は安全管理責任者の下に置かれ、運搬容器や運搬車の運用及び運行管理、積み込み・積み下ろしの立会いなどを行います。

(2) 安全管理体制

ガイドライン4. 1図4. 1又は低濃度ガイドライン4. 1図II-4. 1「収集運搬の安全管理体制(例)」を参考に、具体的に氏名、連絡先等を記載して作成してください。

(3) 従事者教育(社内教育)の実施状況

ガイドライン又は低濃度ガイドライン4. 2で規定されている収集・運搬従事者に対する教育の実施状況及びその教育内容の概要を記載してください。

PCB廃棄物の収集・運搬を行うには、その業務に直接従事する者が、PCB廃棄物等の性状に関し特に注意すべき事項や事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置等について十分な知識及び技能を有する必要があります。

このため、安全管理責任者等は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を修了する事を要件としています。また、この講習を修了していない収集運搬従事者に対する社内教育を必須のものとして、その講師は上記講習会修了者としております。

(4) 緊急連絡体制

ガイドライン5. 2図5. 1又は低濃度ガイドライン5. 2図Ⅱ-5. 1「緊急連絡体制(例)」を参考に具体的な連絡者や連絡先、電話番号等を記載して作成してください。

(5) 運行管理システム

(ア) 使用機器

運行管理に使用する機器の種類、型式等を記載してください。

G P S等を使用する場合は、カタログ等の写しを添付してください。

(イ) 収集運搬の状況管理、位置確認方法

(ア)の機器を使って、どのように収集運搬の状況を管理するのか、図なども使用して方法を説明してください。

(ウ) 緊急時の連絡方法

収集運搬中などに想定される事故と、その際の連絡方法を記載してください。

(6) 他都道府県・政令市等の許可状況

既にP C B廃棄物の収集運搬について他の都道府県市から許可を得ている場合には、その自治体名と許可の内容を記載してください。申請中の場合には許可番号欄にその旨を記載してください。

3 運搬車両、容器

(1) 車両一覧

P C B廃棄物の収集運搬に使用する車両の車両番号、車両の形状、運搬するP C B廃棄物の種類を記載してください。車体の形状は車検証の車両の形状欄に記載されている車体の形状を記載してください。

(2) 運搬容器一覧

使用する運搬容器の種類、名称、個数、運搬するP C B廃棄物の種類を記載してください。

※ 容器の種類はガイドライン表3. 2又は低濃度ガイドライン表Ⅱ-3. 1「運搬容器」を参考に記載してください。

容器の種類例：鋼製ドラム缶（天板取り外し式）

ステンレス製トレイ

※ 名称はガイドライン表 3. 1 又は低濃度ガイドラインの表 II-3. 1 「運搬容器」の名称欄にある名称を記載してください。

名称の例：① 小型容器(固体用)
⑦ 漏れ防止型金属製容器

※ PCB 廃棄物の種類は具体的な品物の種類を記載してください。

種類の例：トランス、コンデンサ、油(容器に入っているか否かも含む)、ウェスなど

(3) 運搬車両詳細

使用する車両ごとに作成してください。

「2 (1) 運搬車両一覧」の記載内容に合わせて、No、車両番号及び車両の形状を記載してください。

(ア) 飛散・流出・漏洩防止措置

PCB 廃棄物が容器などから漏洩した場合の車両からの流出を防止する方法を図や写真なども用いて説明してください。

(イ) 運搬容器の積載方法

ガイドラインの図 3. 4 などを参考に、運搬容器の車両への積載方法を図などを用いて説明してください。この際、荷役の方法や容器の固定方法などがわかるように記載してください。

(ウ) 車両の写真

車両の写真(斜め前、斜め後)を添付してください。その際、車体の PCB 標記が写真にはっきり写っていない場合には、別途その部分の写真も添付してください。

なお、許可申請書に車両の写真(「PCB」の表示がはっきり確認できるもの)が添付されている場合、事業計画書の車両の写真は省略可能です。

(4) 運搬容器詳細

運搬に使用する容器は、ガイドライン 3. 4 又は低濃度ガイドライン 3. 3 で規定されているように、PCB 廃棄物の種類や性状により適切なものを選定する必要があります。

また、容器ごとに要求される検査内容等も異なります。

このため、使用する運搬容器の種類ごとに運搬容器詳細の様式を作成してありますので、それぞれ該当する様式に記載してください。

記入様式は運搬容器の名称別に 5 種類あります。

記入様式	容器の名称 (ガイドライン表 3. 2 又は低濃度ガイドライン表 3. 1 参照)
(4-1)	①・② 小型容器
(4-2)	③・④ IBC容器 (中型)
(4-3)	⑤・⑥ ポータブルタンク (大型)
(4-4)	⑦・⑧ 漏れ防止型金属製容器/トレイ
(4-5)	⑨ 機械により荷役する構造を有する容器
〃	⑩ ⑨に掲げる容器以外の容器
〃	⑪ 移動タンク貯蔵所

<各様式共通>

「2 (2) 運搬容器一覧」の記載内容に合わせて、No、容器の種類、使用個数を記載してください。

(ア) 運搬するPCB廃棄物の種類

「2 (2) 運搬容器一覧」の記載内容に合わせて、この容器で運搬するPCB廃棄物の種類を記載してください。

(イ) 容器の写真

容器の外観、内部及び漏洩防止措置を施した部分について、写真又は図面で示してください。また、容器の外観は「PCB」標記が確認できるように撮影又は図示してください。

(ウ) 飛散・流出・漏洩防止措置

容器からのPCB廃棄物の飛散・流出・漏洩防止措置について説明してください。

(4-1) ①・② 小型容器

(4-2) ③・④ IBC容器 (中型)

(4-3) ⑤・⑥ ポータブルタンク (大型)

(エ) 性能試験実施項目及びUNマークの表示

各容器ごとの各試験の試験年月日及びUNマークの標記内容について記載してください。また、各容器ごとの危険物容器検査証の写しを添付してください。

(4-4) ⑦・⑧ 漏れ防止型金属製容器/トレイ

(エ) 性能試験等実施項目 (自主検査)

各容器ごとの各試験の試験年月日について記載してください。また、各容器ごとの試験結果の証明書の写しを添付してください。

(4-5) ⑨ 機械により荷役する構造を有する容器

〃 ⑩ ⑨に掲げる容器以外の容器

〃 ⑪ 移動タンク貯蔵所

(エ) 性能試験等実施項目

消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類を添付してください。

4 添付書類

(1) マニュアル

(ア) 作業マニュアル(ガイドライン又は低濃度ガイドライン4.1参照)

ガイドライン又は低濃度ガイドライン「第2章 収集・運搬」などに記載されている内容を参考に、実際の作業をどのように行うかマニュアルを作成してください。

(イ) 緊急時対応マニュアル(ガイドライン又は低濃度ガイドライン5.2参照)

ガイドライン表5.2又は低濃度ガイドライン表Ⅱ-5.2「緊急時対応マニュアル(例)」を参考に、想定される緊急時にどのように行動するかマニュアルを作成してください。

なお、上記のマニュアルは安全管理責任者が作成するものとします。

(2) 記録等フォーマット

ガイドライン又は低濃度ガイドラインにより作成や記録することが決められている帳簿等のフォーマットを作成してください。(作成するフォーマットについては、事業計画書様式の添付書類一覧を参照してください。)

(3) その他

(ア) 収集・運搬従事者教育科目

ガイドライン又は低濃度ガイドライン4.2に基づき行う教育の実施科目を示してください。なお、教育科目はガイドライン表4.1又は低濃度ガイドライン表Ⅱ-4.1を参考にしてください。

※ この教育を行う際の講師は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を修了した者とします。

(イ) PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会修了証

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する上記講習会の修了証の写しを添付してください。

(ウ) GPS等のカタログ等の写し

運行管理システムにGPS等を使用する場合は、カタログ等の写しを添付してください。

(エ) 応急措置設備・器具リスト及び写真

ガイドライン表5.1又は低濃度ガイドライン表Ⅱ-5.1を参考に、応急措置設備・器具のリストを作成し、写真を添付してください。

(オ) 容器の検査証等

運搬容器が所要の検査に合格したものであることを証する書類を添付してください。

Ⅲ JESCO東京事業所PCB処理施設への搬入について

排出者からの委託を受けてPCB廃棄物を日本環境安全事業株式会社（JESCO）東京事業所へ処理のため搬入する場合には、各自治体による収集運搬業の許可とは別に、JESCOの受入基準が満たされている必要があり、JESCOによる入門許可を受けなければなりません。

入門許可がない場合は、各自治体の許可を得ていてもPCB処理施設への搬入はできません。また、各自治体の許可があっても、必ずしもPCB処理施設への入門許可が得られるとは限りませんのでご注意ください。

<問い合わせ先>

日本環境安全事業株式会社 東京事業所 Tel 03-3599-6023

※ 事業計画書の綴じ方

書類を綴じる順序は、以下のとおりです。

事業計画書

事業計画書表紙

- 1 収集運搬、安全管理及び運行管理
- 2 運搬車両、運搬容器

添付書類

3 添付書類

(1) マニュアル

作業マニュアル

緊急時対応マニュアル

(2) 記録等フォーマット

(3) その他

- ・収集・運搬従事者教育科目
- ・従事者講習会修了証の写し
- ・GPS等のカタログの写し
- ・応急措置設備・器具リスト及び写真
- ・危険物容器検査証の写し
- ・消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類
- ・その他試験結果